

第4期広島県地球温暖化対策実行計画

～県の事務・事業に起因するCO₂等削減計画～

(平成29年度～32年度)

平成29(2017)年 3月

広 島 県

目 次

第1章 計画の基本的事項	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の対象	
(1) 対象とする温室効果ガス	2
(2) 対象範囲	2
(3) 対象機関	2
第2章 温室効果ガスの排出量等の状況	
1 温室効果ガスの特性	3
2 第3期計画における取組結果	4
第3章 計画の目標と取組の基本方針	
1 温室効果ガス排出量目標	6
2 重点取組項目	7
3 目標達成に向けた取組の基本方針	7
第4章 目標達成のための具体的な取組	
1 省資源・省エネルギー対策の推進	8
2 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	8
3 環境に配慮した製品等の購入・使用	8
4 建築物の建設・管理等における配慮	9
5 職員の環境保全意識の向上	9
第5章 計画の推進と点検・公表	
1 推進・点検体制	10
2 実行計画の推進	10
3 実施状況の点検	10
4 取組状況の公表	11
5 その他	11
《目標達成のための取組の詳細》	13

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

地球温暖化は、生態系や生活環境に深刻な影響を及ぼすものであり、早急に対策を推進することが求められている。

平成27(2015)年11月末からフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、全ての国が参加する公平で実効的な平成32(2020)年以降の法的枠組の合意を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択された。

国は、国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき、平成28(2016)年5月に、地球温暖化対策計画を策定し、国内の排出削減・吸収量の確保により、平成42(2030)年度に平成23(2013)年度比26.0%削減を目標に、その達成に向けて取り組んでいる。

県では、平成23(2011)年3月に、策定した「第2次広島県地球温暖化防止地域計画」を策定し、平成32(2020)年を目標年として、県全域を対象とした温室効果ガスの削減に取り組んでいる。

こうした中、県自らの事務・事業から排出される温室効果ガスの排出については、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき「第3期広島県地球温暖化対策実行計画」(以下「計画」という。)を策定し、平成24年度から28年度まで取組を行ってきた。

今回、これまでの取組の成果及び今後の見直しを踏まえ、第4期計画を策定した。今後は、本計画に基づき、事業者や県民の規範となるために県自らが率先的な取組を行っていく。

2 計画の期間

平成29(2017)年度から平成32(2020)年度[※]までの4年間

この間、社会情勢の変化、技術の進歩及び点検の結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

※ 第2次広島県地球温暖化防止地域計画の目標年

3 計画の対象

(1) 対象とする温室効果ガス（４種）

二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，HFC（ハイドロフルオロカーボン）

※PFC（パーフルオロカーボン），六フッ化硫黄及び三フッ化窒素については，県で関連する業務がなく，排出量も少ないと推定されるため，対象外とした。

(2) 対象範囲

県が実施する事務・事業全般とする。

ただし，業務の性格上，県民の安全・安心や県民サービスの維持等のために温室効果ガスの削減目標を設定しにくい表1の業務・項目等（以下「県民生活の安全等に係る事業」という。）については，削減目標の対象外とする。

また，管理運営委託をしている施設や指定管理施設については，削減目標の対象外とするが，可能な範囲で本計画に即した事務及び事業の執行を行うよう要請するものとする。

表1 県民生活の安全等に係る事業

区 分	内 容
病 院	電気，ガス，重油及び麻酔剤（笑気ガス）の使用
水道事業	電気の使用
船 舶	漁業取締船・調査船及び警察用船舶の軽油の使用
警 察	ガソリン及び軽油の使用，走行距離，HFC エアコン冷媒
航 空 機	防災及び警察ヘリコプターの燃料の使用
農業関係	試験研究機関，農業高校等での窒素含有肥料の使用，家畜のふん尿・ゲップ等

(3) 対象機関

計画の対象機関は，次に掲げる組織の本庁及び地方機関（県立学校，警察署等を含む。）とする。

知事部局（広島県行政組織規則に定める機関），企業局，県議会，教育委員会警察本部，監査委員事務局，人事委員会事務局，労働委員会事務局，広島海区漁業調整委員会事務局 ※ 対象機関に係る建築物を「庁舎等」という。

第2章 温室効果ガスの排出量等の状況

1 温室効果ガスの特性

地球温暖化を引き起こす温室効果ガスは表2にあげるものがある。

温室効果の強さは、各温室効果ガスによって異なり、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の温室効果を「1」とした場合の「地球温暖化係数（GWP）」で表す。

表2 温室効果ガスの種類

温室効果ガス	地球温暖化係数	特徴	主な用途, 発生源
二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> 石油, 石炭, 天然ガス等の化石燃料の燃焼 廃棄物等の燃焼
メタン	25	天然ガスの主成分で, 常温では気体であり, 燃焼する	<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料, 廃棄物等の燃焼 家畜の反芻, 糞尿
一酸化二窒素	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（二酸化窒素等）のような害はない	<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料, 廃棄物等の燃焼 家畜の糞尿 窒素系肥料の施肥 麻酔用ガスとしての使用
HFC (19種類)	12~14,800	塩素がなく, オゾン層を破壊しないフロン	<ul style="list-style-type: none"> カーエアコンや冷蔵庫等の冷媒 スプレー製品などの充填剤
PFC (9種類)	7,390~17,340	水素もなく, 炭素とフッ素だけからなるフロン	<ul style="list-style-type: none"> 半導体のエッチングガス 電子部品等の製品の洗浄
六フッ化硫黄	22,800	硫黄とフッ素だけからなる	<ul style="list-style-type: none"> 変圧器の電気絶縁ガス 半導体のエッチングガス
三フッ化窒素	17,200	窒素とフッ素からなる	<ul style="list-style-type: none"> 半導体のエッチングガス

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が発表した地球温暖化係数によると、積算期間100年（各温室効果ガスが100年間に及ぼす地球温暖化の効果）の場合、二酸化炭素を「1」とすると、メタンは約25倍、一酸化二窒素は約300倍もの影響を及ぼすことになるとしている。

2 第3期計画における取組結果

(1) 計画期間

平成24年度～平成28年度（基準年度：平成23年度）

(2) 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，HFC（ハイドロフルオロカーボン）の4種類（第4期と同じ）

(3) 対象機関

知事部局，企業局，病院事業局，教育委員会，公安委員会（第4期と同じ）

(4) 目標値

5%削減（年平均1%以上）

表3 温室効果ガス排出量に関する目標

項目	基準年度（H23）	目標年度（H28）	削減目標
県民生活の安全等に係る事業を除く事業※	42,433t-CO ₂	40,311t-CO ₂	2,122t-CO ₂ 削減（削減率5%）

※ 病院・警察・水道事業など、安全や県民サービスの維持等に係る業務を除いた事業（指定管理等も除く）

(5) 温室効果ガス排出量の実績

「県の省エネルギー対策の重点取組」等による取組を実施した結果、平成27年度までの4年間で、削減率11.3%と、4%以上（年平均1%以上）削減されており、平成28年度までの5年間で5%（年平均1%以上）の目標を達成できる見通しとなっている。

表4-1 温室効果ガス排出量の推移（単位：t-CO₂）

項目	H23	H24	H25	H26	H27	増減	
						増減量 (H23比)	増減率 (H23比)
県民生活の安全等に係る事業を除く事務事業	42,433	41,678	41,051	39,418	37,634	▲3,799	▲11.3%
電気の使用	33,489	33,121	32,319	31,169	30,131	▲3,358	▲10.0%
上水道の使用	361	362	342	330	311	▲50	▲13.9%
燃料の燃焼 (公用車を除く)	7,321	6,999	7,103	6,718	6,029	▲1,292	▲17.6%
公用車の使用	1,262	1,197	1,287	1,201	1,163	▲99	▲7.8%

なお、この実績は、気象要因による一時的なものであることが考えられたことから、気象要因等の影響を分析した結果、気象要因等の影響を除いた場合においても、4年間で4%以上（年平均1%以上）を達成しているものと推定された。

（表4-2）

表4-2 温室効果ガス排出量の推移（単位：t-CO₂）

項目		H23	H24	H25	H26	H27
実績	排出量	42,433	41,678	41,051	39,418	37,634
	増減量	—	△755	△1,382	△3,015	△4,799
	増減率	—	△1.8%	△3.3%	△7.1%	△11.3%
気象要因を除く削減率		—	△0.7%	△2.2%	△3.3%	△4.1%

今後とも、気象要因等に依存せず、着実なCO₂削減の取組を進めていくことが重要である。

第3章 計画の目標と取組の基本方針

1 温室効果ガス排出削減目標

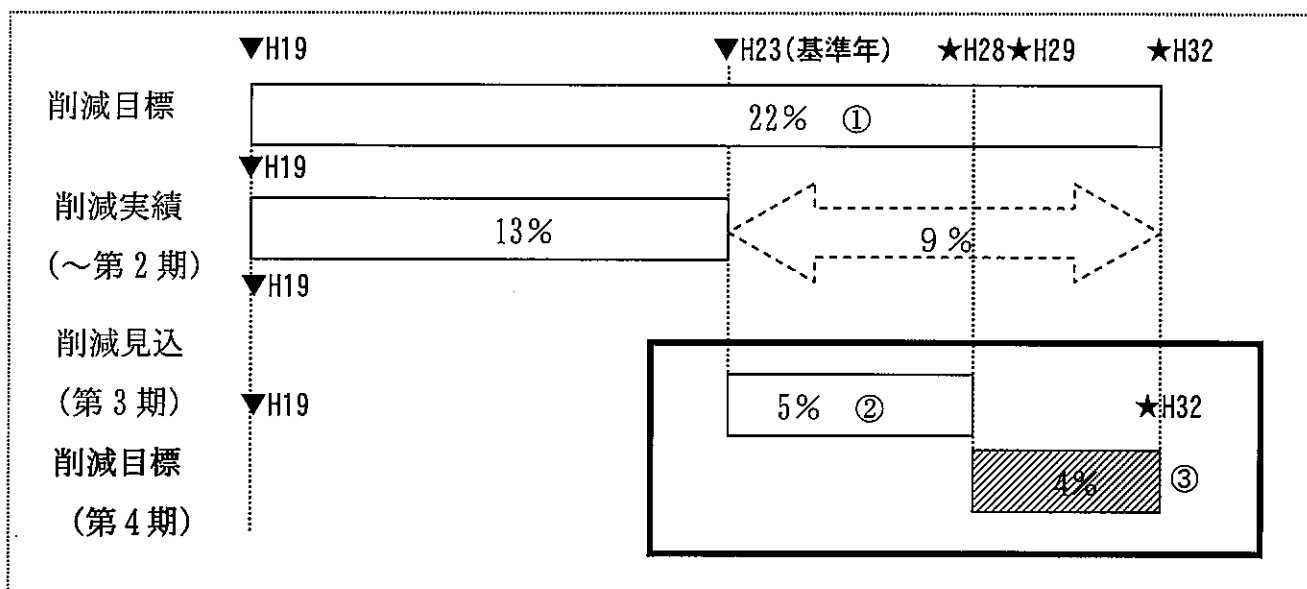
県では、県全体の計画である「第2次地球温暖化防止地域計画」の業務・運輸部門の目標である「H32でH19比▲22%削減」を実行計画の目標として目指してきた。－①

平成23年度までの第2期計画において、平成19年度比▲13%の温室効果ガスが削減できたことから、残り9年間で9%以上（年平均1%以上）削減することとした。

平成24年度から平成28年度までの第3期は、5年間で5%削減（年平均1%以上）することとして取組を実施し、達成できる見込みとなった。－②

平成29～32年度となる第4期においては、これまでの経緯をふまえ、4年間で目標達成のために必要な残り4%以上の削減（年平均1%以上）を目標とすることとする。－③

※ 4年間で必要な削減量 : 1,697t-CO₂ 以上



計画の目標（第4期 平成29～32年度）

4%以上（年平均1%以上）の削減*

※ 平成23年度から9%以上（年平均1%以上）の削減

2 重点取組項目

確実な目標達成に向けて、これまでの取組に加えて次の取組を重点的に実施する。

(1) ハード対策

- 積み上げ方式による目論見(年度毎に作成:別紙)を作成し、実施状況を点検しながら推進する。
- 照明器具については、普及が進むLED化を個別目標※に掲げ重点的に推進する。

目標 新規導入 100%

直管型蛍光灯(省エネ未対応)の約50%

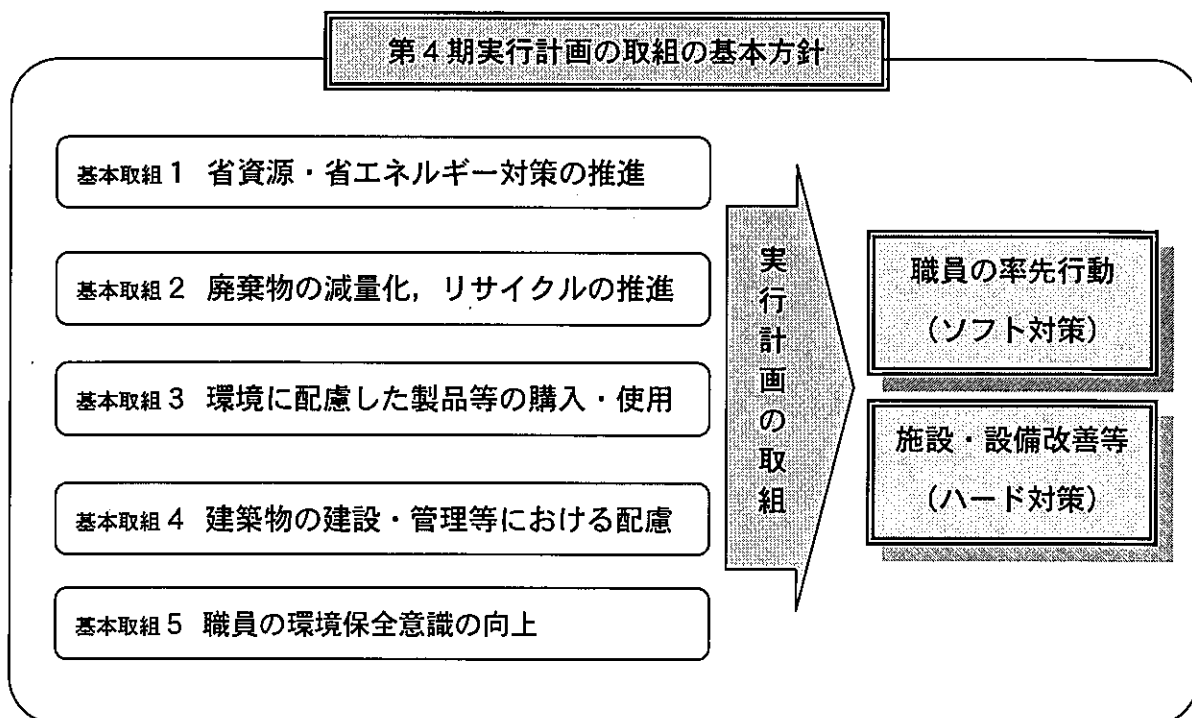
※ 本庁舎について、数値目標を掲げて率優先的に実施する。

(2) ソフト対策

これまでの取組を維持・向上させるため、取組状況をアンケート等により実施し、結果を見える化する。

3 目標達成に向けた取組の基本方針

次の5つの項目別に、施設・設備改善等(ハード対策)と職員の率先行動(ソフト対策)を併せて実施する。



第4章 目標達成のための具体的な取組

1 省資源・省エネルギー対策の推進

- ・ 電気使用量を削減する。
- ・ エコドライブを推進する。
- ・ マイバッグを持参する。
- ・ 時間外縮減などの業務改善を図る。
- ・ クールビズ・ウォームビズによる夏季・冬季の省エネ対策に取り組む。
- ・ カーボンオフセットの積極的な活用を図る。

2 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

- ・ 庁舎等から発生する廃棄物は、市町が定める「廃棄物処理（実行）計画」に基づき、分別排出の徹底など、廃棄物の減量化とリサイクル率の向上に努める。
- ・ 作成する資料について、資料の簡素化や電子化によるペーパーレスの推進を図る。
- ・ 物品について、長期利用の徹底を図るとともに、庁内LANの「物品リユースコーナー」の活用など再利用に努める。
- ・ 3M（マイバッグ・マイボトル・マイはし）の取組など、エコオフィス運動の徹底を図る。

3 環境に配慮した製品等の購入・使用

- ・ 公用車について、低公害車等を率先して導入する。
- ・ 電気使用機器等について、省エネタイプへの更新を推進する。
- ・ 購入物品等について、「広島県グリーン購入方針」に基づき、環境への負荷の少ない製品の使用・購入を推進する。
- ・ 「広島県リサイクル製品登録制度」により登録された製品の使用に努め、県内における資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化を促進する。

4 建築物の建設・管理等における配慮

- ・ 庁舎等の改修時等において、建物の断熱化・遮熱化を図る。
- ・ 庁舎等の照明設備について、蛍光灯のLED化や高効率化を進める。
- ・ 庁舎等において、省エネ改修や太陽光発電等の再生可能エネルギーシステム等の導入等を促進する。

5 職員的环境保全意識の向上

- ・ 環境に関する情報提供を行う。
- ・ 庁内LAN（全庁掲示板等）等を活用して環境保全に関する情報を提供する。

第5章 計画の推進と点検・公表

1 推進・点検体制

実行計画の実効性を確保するため、次のとおり各機関に推進責任者及び推進員を置く。

(1) 推進責任者

- 本 庁：局長を補佐し，局全体の総合マネジメントを行う部長（部長が置かれない機関については，これに相当する職にある者）
- 地方機関：地方機関の長
- 所掌事務：各所属において，職場実態に応じた取組目標等を毎年度設定するなどし，職員一人ひとりが意識を持って実行計画に取り組むよう啓発に努める。

(2) 推進員

- 本 庁：各課長等
- 地方機関：各課長等
- 所掌事務：推進責任者の指示・監督のもと，所属の職員一人ひとりが意識を持って実行計画に取り組むよう，きめ細やかな取組を具体的に推進するとともに，実行計画の取組状況の把握を行う。

2 実行計画の推進

- 地球環境対策推進会議は，推進責任者や推進員等に対する情報提供等を行うことにより，実行計画の周知徹底を図る。
- 各部局等の幹事課等は，推進責任者及び推進員等と緊密に連携し，実行計画の円滑な推進に努める。
- 推進責任者及び推進員は，所属の職員一人ひとりが意識を持って実行計画に取り組むよう努める。

3 実施状況の点検

- 推進責任者及び推進員は，所属の実行計画の推進状況について，把握に努める。
- 各部局等の幹事課等は，推進責任者及び推進員等と調整の上，推進状況を把握するとともに，目標の達成に努める。

- 地球環境対策推進会議は、翌年度上半期に実績をとりまとめたうえで、速やかに点検・対応の見直しを行う。
 - ・ 4～6月 前年度実績の調査（CO2排出量（エネルギー使用量）省エネ設備への更新，ソフト対策実施率等）
 - ・ 7月 調査結果の分析・とりまとめ
 - ・ 8月・3月 庁内推進組織（地球環境対策推進会議）の開催

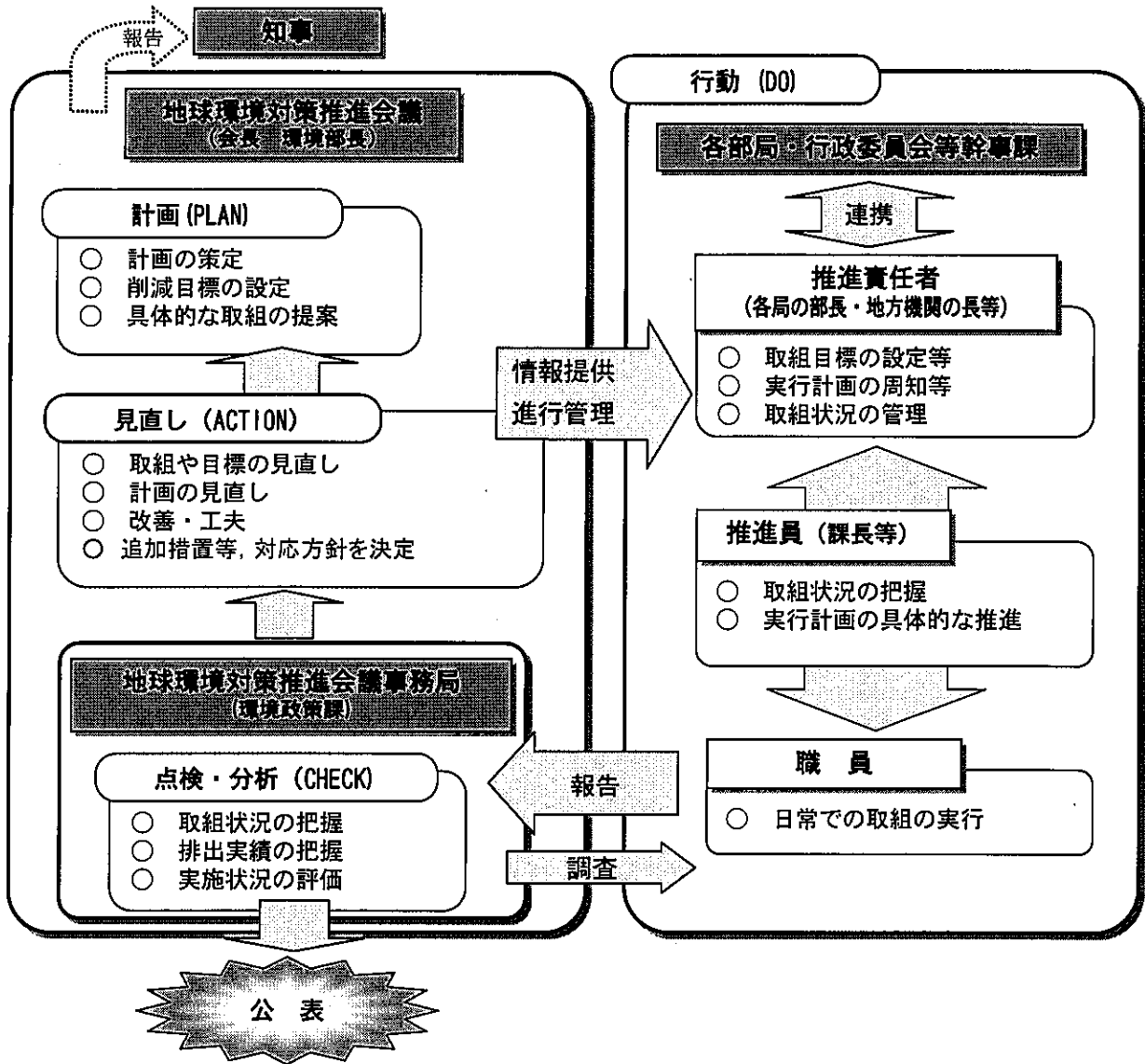
4 取組状況の公表

- 地球環境対策推進会議は、実行計画の進捗状況及び実施結果について、ホームページや環境白書等により公表する。

5 その他

- 実行計画は、県の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に関する計画であるが、一方で県は省エネ法の対象事業者である。
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、省エネ法という。）では、年1%以上のエネルギー消費原単位改善の努力義務があり、実行するための推進体制も定められている。
- 温暖化対策は、省エネ対策と連携して行うことが効率的であることから、計画の推進に当たっては、地球環境対策推進会議と各省エネ法所管事業部局が必要に応じて協議を行い、取組を進めていくこととする。

実行計画の推進・点検体制 (PDCA)



目標達成のための取組の詳細

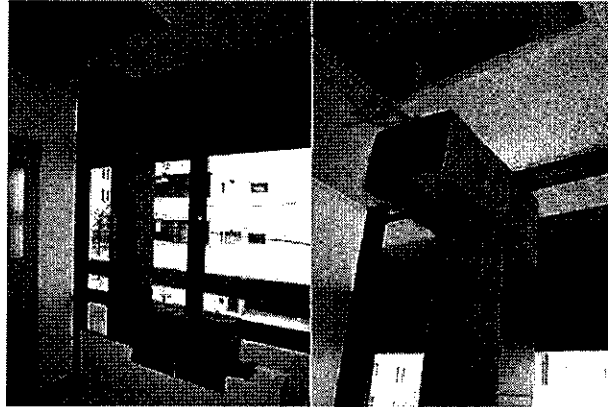
1 省資源・省エネルギー対策の推進

項目	施設・設備改善等	職員の率先行動
電気使用量の削減	<p>[照明]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明器具については、高効率照明やLED照明への転換を図る。 <p>[空調]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷房効果を高めるため、庁舎等の窓に断熱・遮熱フィルムを貼る。 ・ 暖房用器具は、適切に清掃・管理し、効率的に使用する。 ・ 空調のインバータ化や省エネエアコンへの更新を図る。 ・ 庁舎等の省エネルギー診断等を活用し、冷暖房設備の効率的な運転に努める。 <p>[見える化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用電力の情報等は、LAN画面や全庁掲示板に掲載して、職員へフィードバックする。 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーターが複数台数ある場合は、間引き運転を行うなど効率的な運用に努める。 ・ 自動販売機は、省エネルギー型への転換・更新を図る。 ・ 電気機器を導入・更新する場合には、省エネ型の機器を選定する。 ・ 庁舎等において省エネ管理マニュアルを作成し、利用形態に応じた管理体制をとる。 ・ 待機電力削減のため、延長コード購入時は、コンセントごとに通電を止められるスイッチ付きタップを優先する。 	<p>[空調]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空調負荷軽減のためのブラインド管理を徹底する。 ・ ファンコイルユニットの温度や風量調整を行い、温度管理に努める。 ・ 冷気・暖気の吹き出し能力の低下を防ぐため、ファンコイルユニットの周囲には物を置かない。 ・ 会議室の冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する。 ・ コピー機の省電力モードを活用する。 ・ 長時間、電気機器を使用しない場合は、待機電力を削減するためコンセントを抜く。 <p>[OA機器等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンの消費電力削減のため、「スタンバイ」、「休止状態」モードの設定を徹底するとともに設定時間の短縮化に努める。 ・ モニター画面の消費電力は高いので、輝度を適切に調整するとともにモニター画面をこまめに切る ・ 会議や出張等で席を外している間はパソコンの電源を切る。 ・ 冷蔵庫は、11月～3月の使用を控え、可能であればコンセントを抜く。 <p>[照明]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休憩や晴天時の窓際の照明は、支障のない範囲内で消灯する。 ・ 廊下・階段等の共用部分の照明は、支障のない範囲内で消灯する。 ・ 事務室内の未利用スペースの照明は、支障のない範囲内で消灯する。 ・ 会議室や更衣室などの照明は、使用後は必ず消灯する。 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な配線に努め、たこ足配線を解消する。 ・ 最寄りの階へ移動は、エレベーターの利用を控え、階段を利用する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くに手動ドアがある場合は、自動ドアの利用を控える。 ・ 空調効率を高めるために扇風機等で気流を作る。
エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車の更新時には、低公害車等を導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最初の5秒で時速20kmを目安に発進する「ふんわりアクセル」を実践する。 ・ 運行時は加減速の少ない運転を実践する。 ・ 停止位置がわかったら早めにアクセルオフを行う。 ・ エコドライブ講習会に、積極的に参加する。 ・ 適正なタイヤ空気圧の維持など、適正な点検整備を徹底する。 ・ 荷物の積み降ろし、人待ち、待機時の5秒以上の停車は、アイドリング・ストップを行う。 ・ 業務に支障のない範囲内で自動車の利用抑制に努め、積極的に公共交通機関を利用する。 ・ 同一目的地へは相乗りを行うなど、公用車の共同利用、合理的・効率的利用に努める。 ・ 近距離の移動については、徒歩、自転車利用に努める。 ・ 環境性能の高い電気自動車や低公害車を積極的に活用する。
マイバッグ持参		<ul style="list-style-type: none"> ・ 買物時には、マイバッグを持参するよう心がける。 ・ マイバッグを持参しない場合にも、レジ袋を辞退するよう努める。 ・ 職場に共用のバッグを備え、買物時に利用する。
業務改善		<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外勤務の縮減に努める。 ・ 一斉退庁日には、早めに消灯できるように定時退庁に努める。
クールビズ・ウォームビズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房の適切な運転管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季において、28℃を目安にした冷房温度の管理等を徹底し、軽装に努める。 ・ 冬季において、19℃を目安にした暖房温度の管理等を徹底し、暖かい服装を励行する。
カーボンオフセット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県のイベント等で使用した電力等について、排出量に相当するCO₂のカーボンオフセットを行うよう配慮する。 	

参考 キリンちゃんダクト

ファンコイル式の空調は、部屋全体を均一に冷やすことが難しい方式です。図のようなダンボールで作成した装置（キリンちゃんダクト）を設置すると、一定の効果が得られます。



▲ファンコイルから遠い通路側には冷気が届きにくく、逆にファンコイルに近い窓際には冷気が滞留しやすいという状況を緩和してくれる、キリンちゃんダクトは、夏の強い味方です。

2 廃棄物の減量化，リサイクルの推進

項目	施設・設備改善等	職員の率先行動
庁舎等から発生する廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎等が所在する市町の分別収集ルールに沿って、ごみの分別を徹底し、資源化の取組に協力する。 	
紙類の使用削減		<ul style="list-style-type: none"> コピーは原則として両面印刷とし、用紙使用量を抑制する。 コピー機使用後は、リセットボタンを押し、ミスコピーを防止する。 片面コピー不要紙は、専用の回収ボックスに収集し、コピー機に専用トレイを設けて裏面を再利用する。 会議の規模などに応じ、プロジェクター等を活用して、用紙使用量を抑制する。 使用済封筒は、通送用の封筒、回覧袋、郵便袋等に再利用する。 資料・印刷物・刊行物の部数やページ数は、必要最小限とする。 ファクシミリは送信票を廃止し、本文余白を利用する。 庁内LAN（電子決裁、電子メール、掲示板、文書箱等）の積極的な利用により、用紙の配布を抑制する。 シュレッダーの使用は必要最小限とする。 書類の電子化を進めるとともに、紙資料は適切なファイリングにより共有化・必要最小限化を図る。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ プリントアウト前には、印刷イメージで確認するなど、ミスプリントの防止に努める。
物品の長期利用等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務用品や備品の再利用を推進するため、庁舎等内でのリユース物品等の保管スペースを確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 机、椅子等の長期的使用を図るとともに、事務用品や電気製品等は修理して再利用する。 ・ 文具等は、詰替などにより長期使用する。 ・ フラットファイルなどのファイリング用品は、再利用する。 ・ 物品等は、リース又はレンタル契約による効率的利用を推進する。 ・ 庁内LANの「物品リユースコーナー」を積極的に活用する。
エコオフィス		<ul style="list-style-type: none"> ・ 3M（マイバッグ・マイボトル・マイはし）の取組に努める。

3 環境に配慮した製品等の購入・使用

項目	施設・設備改善等	職員の率先行動
環境配慮製品の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ OA機器、家電製品、照明及び温水器等の購入に当たっては、広島県グリーン購入方針に基づき、省エネルギー型の機器の調達に努める。 ・ 広島県登録リサイクル製品を優先的に調達するなど、再生資材や建設副産物の有効利用を促進する。 ・ 公用車の更新に当たっては、低公害車等を導入する。（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品等の購入に当たっては、使い捨て製品を極力抑制し、詰め替え可能な文具や簡易な包装のものを選択する。 ・ 紙類、納入印刷物、文具類、オフィス家具類、制服・作業服、インテリア・寝装、作業用手袋、その他繊維製品等の購入に当たっては、広島県グリーン購入方針に基づき、調達目標の達成に努める。 ・ 必要とする物品等に広島県登録リサイクル製品があるときは、登録リサイクル製品を優先的に調達する。

4 建築物の建設・管理等における配慮

項目	施設・設備改善等	職員の率先行動
設計・施工時等	<p>〔建物の建築・改修時〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎等の建築に当たっては、自然採光を活用した設計となるよう配慮する。 ・ 庁舎等の省エネルギー診断を受診し、計画的に省エネタイプの空調の導入など省エネ改修に努める。 ・ 改修に伴い、十分な省エネルギー効果が見込まれる施設については、ESCO事業の導入等も検討する。 ・ 庁舎等には、太陽光発電などの再生可能エネルギーシステム等を導入するよう努める。 ・ 庁舎等の建築に当たっては、高断 	

	<p>熱化等の施工により熱負荷の抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の規模・用途に応じ，雨水利用や排水の中水利用設備の導入を検討する。 ・ 給水装置の末端に，必要に応じて感知式の洗浄弁や自動水栓など，節水に有効な器具を設置する。 ・ 透水性舗装や浸透ます等を必要に応じて設置し，雨水の浸透と地下水のかん養を図る。 ・ 庁舎等内に分別回収（リサイクル）のための場所を確保する。 <p>[照明設備等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明は，高効率照明やLED照明への転換を進める。（再掲） <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水利用・排水の中水利用設備等の管理の徹底を図る。 ・ 有害物質等の排出の抑制や適正な処理が図られるよう，設備の維持管理を行う。 ・ 敷地や屋上について，環境に配慮した緑化の計画的な推進や植え込み等の適切な維持管理を図る。 	
--	--	--

5 職員の環境保全意識の向上

項目	啓発等の実施	職員の率先行動
研修及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の環境保全意識の向上を図るため，環境に関する情報提供を行う。 ・ 職員に対し，庁内LAN（全庁掲示板等）等により，省エネ対策等に関する情報を提供する。 ・ パソコン起動画面に，省エネ対策を呼びかける文面を掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供された情報を参考に，環境配慮の意識を高め，率先して行動する。